

憲法改正国民投票法に関する声明

日本国憲法では、憲法改正に関する国民投票を、国民に認めている。にもかかわらず、国民投票に関する法律は戦後六十年以上、制定されてこなかった。

平成十九年によく「日本国憲法の改正手続きに関する法律(憲法改正国民投票法)」が制定され、本日五月十八日、施行されることになった。

しかし、衆参両院に設置されるべき憲法審査会は、民主党などの反対によって参議院ではいまだに設置されていない。国民の正当な権利の行使を阻害するかのごとき民主党などの対応は、誠に遺憾である。

自主憲法制定を目指す私たち「たちあがれ日本」は、各党に対し次のように要望する。

一、憲法に関する調査や憲法改正原案についての審査を行うための「憲法審査会」を衆参両院において早急に始動するよう求める。

一、永住外国人参政権付与法案は、参政権を「国民固有の権利」としている憲法との関連で、多くの問題点が指摘されている。よって憲法審査会においてまず、この外国人参政権問題について審査を行うよう求める。

平成二十二年五月十八日

たちあがれ日本

代 表 平沼 赳夫

共同代表 与謝野 馨